

横浜市子ども・子育て会議

子育て部会（平成 29 年度 第 1 回）

日時:平成 29 年 7 月 13 日(木)

17:00～19:00

場所：マツ・ムラホール

議事次第

- 1 開会
- 2 議題
横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 3 報告事項
横浜市子ども・子育て支援事業計画における中間見直しについて
- 4 閉会

〔配付資料〕

- 資料 1 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿
- 資料 2 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿
- 資料 3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料 4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料 5 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 資料 6 横浜市子ども・子育て支援事業計画における中間見直しについて

横浜市子ども・子育て会議 委員名簿【28年11月～30年10月】

＜子育て部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員
1	小田原短期大学 副学長 保育学科長 教授	◎ 吉田 眞理
2	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○ 太田 恵蔵
3	横浜商工会議所 女性会 副会長	後藤 美砂子
4	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会	佐藤 慎一郎
5	市民委員	難波 裕子
6	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	八木澤 恵奈
7	横浜地域連合 副議長	柳井 健一
8	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人	山田 美智子
9	神奈川県立こども医療センター母子保健局 地域保健推進部長	臨 大山 牧子

◎：部会長

○：職務代理者

臨：臨時委員

横浜市子ども・子育て会議 子育て部会事務局名簿

こども青少年局

平成29年7月13日現在

区分	所 属	氏 名
部 長	こども青少年局副局長(総務部長)	齋 藤 聖
	こども青少年局医務担当部長	辻 本 愛 子
	子育て支援部長	宮 本 正 彦
	こども福祉保健部長	細 野 博 嗣
課 長	企画調整課長	福 嶋 誠 也
	保育・教育運営課長	武 居 秀 顕
	保育・教育運営課運営指導等担当課長	小 田 繁 治
	こども家庭課長	谷 口 千 尋
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	秋 野 奈 緒 子
	こども家庭課児童施設担当課長	岩 田 聡
	こども家庭課親子保健担当課長	山 本 弘 庫
	障害児福祉保健課長	遠 藤 文 哉
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	吉 沢 賢 治
係 長	企画調整課担当係長	万 年 邦 佳
	子育て支援課担当係長	豊 倉 麗 子
	子育て支援課担当係長	大 野 悟
	保育・教育運営課運営調整係長	大 槻 彰 良
	保育・教育運営課指導等担当係長	長 田 和 彦
	保育・教育運営課指導等担当係長	矢 原 亜 紀
	こども家庭課こども家庭係長	八 木 慶 子
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長	森 兼 亜 紀 子
	こども家庭課養護支援係長	伊 藤 亜 希
	こども家庭課親子保健係長	谷 川 み ち る
	こども家庭課担当係長	橋 本 雅 子
	こども家庭課担当係長	中 野 緑
	障害児福祉保健課担当係長	富 田 倫 子
	障害児福祉保健課整備担当係長	畠 山 重 徳
	障害児福祉保健課担当係長	黒 田 智 子
	障害児福祉保健課担当係長	酒 井 拓 水
	中央児童相談所支援課家庭支援担当係長	永 田 千 穂

事務担当

子育て支援課長	永 井 由 香
子育て支援課子育て支援係長	前 川 周
子育て支援課子育て支援係	松 川 恵

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第77条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成27年2月条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）
 最近改正 平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
 - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）

1 項第 3 号関係)

(5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事 (条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第 3 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 2 条第 3 項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第 4 条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例 (平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 31 条の規定により、子育て会議 (部会の会議を含む。) については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

平成 28 年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

横浜市子ども・子育て支援事業計画に位置付けている子ども・子育て支援施策を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、横浜市子ども・子育て支援事業計画の実施状況に関する点検・評価を毎年度実施します。

2 点検・評価の実施方法

点検評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進していく過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握や利用者アンケートを実施することとし、次の視点で、各部会において所掌する基本施策や事業・取組等に関する点検・評価を実施します。

(1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況：各指標、事業・取組について、目標値に対する進捗状況を4段階で評価します。

A：計画以上に進んでいる。	B：計画どおりに進んでいる。
C：計画より若干遅れている。	D：計画より大幅に遅れている。

○有効性：各事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
B：市民生活等を向上させることができた。
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない。
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

(2) 施策を推進していく過程の評価

○基本施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、各事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

3 各部会における平成 28 年度の実施状況に関する点検・評価の実施予定

29 年 6 月～9 月の各部会において、所掌する基本施策・事業に関する点検・評価を行います。

各部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策 1 及び 3 の一部、基本施策 5～9
保育・教育部会	基本施策 1 及び 3 の一部
放課後部会	基本施策 1 及び 2 の一部
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 4

4 平成 28 年度の実施状況に関する点検・評価（案）

別添のとおり

5 結果の公表

実施状況の点検・評価の結果については、子ども・子育て会議の審議を経た後、本市ホームページ等で公表します。

<参考>各部会の所掌事業について（平成28年11月～）

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○ (病児保育)	○ (保育・教育全般)	○ (放課後施策)	
基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○ (放課後施策、 プレイパーク)	○
基本施策③	障害児への支援	○ (障害児施策全般)	○ (障害児保育・教育)		
基本施策④	若者の自立支援の充実				○
基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策⑥	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	○			
基本施策⑧	児童虐待防止と社会的養護体制の充実	○			
基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進	○			
第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5年間の量の見込み、確保方策		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
保育・教育に関する施設・事業 (保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			○		
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○			
乳児家庭全戸訪問事業		○			
子育て短期支援事業		○			
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		○			
病児保育事業		○			
利用者支援に関する事業		○ (全体調整+地域子育て支援 拠点)	○ (保育・教育コンサル ジュ)		
時間外保育事業			○		
放課後児童健全育成事業				○	
地域子育て支援拠点事業		○			
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業		○ (乳幼児一時預かり、子育てサポート システム等)	○ (一時保育、幼稚園預 かり保育等)		

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策①】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援（子育て部会 所掌分抜料）

■これまでの主な取組

■取組による成果

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

○一時保育、休日保育、病児・病後児保育などの特別保育事業について、各家庭ニーズに対応する保育の提供をしていきます。
病児保育については、実施施設の増に向け、市医師会及び市病院協会へのさらなる協力依頼を行うとともに、特に未整備区については区医師会への働きかけを行っていきます。

<主な事業・取組>

No.	施策	方向性	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		<28年度の振り返り>						所管課
								H28目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度の取組	28年度予算額	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	
13	1	2	☆	病児保育事業、病後児保育事業	①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①17か所 ②4か所 (27年2月)	①27か所 ②4か所	①21か所 ②4か所	①19か所 ②4か所	C	19か所(13区)で病児保育事業を実施した。病児保育事業の拡大に向け、これまで周知していた市医師会に加え、市病院協会へも病児保育事業の新規募集について周知したが、28年度は応募施設がなく、選定施設は0であった。また、対象児童の拡大(小学校4年生～6年生)について、病児病後児保育施設23施設中17施設で1年間の試行実施を行った。その他、病児保育事業者との意見交換会を実施した。	359301千円	C	実施事業者からは、当日のキャンセルが多く、従事者の確保や利用料収入の減少、運営費や設備費の確保に課題があるとの意見が多い。また、看護師・保育士の確保が困難との意見がある。市民からは、自宅近くで預けられる等、利便性が向上するよう実施施設数の増や、開所時間の延長などが求められている。	推進	保育・教育運営課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策③】 障害児への支援

■これまでの主な取組

- 就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等に、障害児の生活能力向上のための訓練や余暇支援を提供する「放課後等デイサービス」を55か所（累計217か所）に拡充するとともに、児童発達支援事業所について、事業周知、指導を強化した結果、24か所（累計86か所）拡充しました。また、質の向上に向けて「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づいた事業所評価の実施を全事業所に指導しました。
- メディカルショートステイ事業の推進について、利用受付を区役所に変更し、周知が図られたこと、協力医療機関への実務研修や事業説明を進めたことにより、延216人の利用につながりました。
- 軽度から重度までの肢体不自由児に幅広く対応するなど、教育環境の向上等を図るため、旧左近山第二小学校を利用した新たな特別支援学校の整備に向けた設計等を実施しました。

■取組による成果

- 西部地域療育センターにおいて相談員の増員や鶴ヶ峰駅周辺に相談場所を新設することで、支援の円滑化を図るとともに、早期支援を実施し、多くの保護者の不安感の緩和につながりました。
- 放課後等デイサービス事業は、事業所が増えたことにより利用者にとって利用の幅が広がりました。また、「放課後等デイサービスガイドライン」の活用や集団指導、新規事業者向け研修等により、さらなる質の向上を図りました。
- 在宅支援機能を強化した重症心身障害児施設「横浜医療福祉センター・港南」を開所し、医療ケアの必要な障害児の支援を推進するとともに、様々な障害にも対応できる外来診療の充実を図りました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 東部地域療育センターの相談員の増員や相談場所の新設により、早期に支援を実施し、保護者の不安解消に努めるとともに、支援の円滑化を図ります。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、障害者プランの見直しとあわせ、障害児福祉計画を策定することにより、障害児支援の提供体制の整備等の成果目標や活動指標を定め、円滑な支援の充実を図ります。

<指標>

					<28年度の振り返り>			
No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28 目標値	29年3月末時点	進捗状況	所管課
1	3	地域療育センターの初診待機期間	3.5か月 (25年度)	2.8か月	-	3.2か月	B	障害児福祉保健課
2	3	児童発達支援事業利用者数(地域療育センター含む)	145,110人 (25年度)	183,000人	-	195,129人	A	障害児福祉保健課
3	3	放課後等デイサービス利用者数	92,522人 (25年度)	507,000人	-	521,130人	A	障害児福祉保健課

<主な事業・取組>

							<28年度の振り返り>									
							【直近の状況】									
No.	施策	方向性	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28 目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度の取組	28年度予算額	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	3	1		地域療育センター運営事業	地域療育センターの箇所数	8か所 (26年4月)	8か所	-	8か所	B	当初の予定通り8か所の地域療育センターにおいて、利用者や保育所などの関係機関からの様々なニーズに即した運営に努めた。 特に初診申込件数が増加した西部地域療育センターについては、鶴ヶ峰駅の近郊に相談場所を新設し、申込みから2週間以内にインテーク面談及び広場事業等を行い、早期支援を行うことができた。	3,266,444 千円	B	西部地域療育センターの相談場所拡充により、申込みから2週間以内にインテーク面談と広場事業を利用することができ、初診まで待つことなく早期に支援を受けられることで、不安の軽減が図られたとの意見が多い。	推進	障害児福祉保健課
2	3	4		障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備(基本施策①の再掲)	—	(実施)	(推進)	-	実施	B	①障害のある子どもへの保育・教育の提供体制を確保するため、対象児童の加配区分に応じて、市立保育所については保育士加配、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。 【参考】受入施設数 25年度 310 → 28年度 479 ②障害のある子どもへの理解と適切な保育環境を整備するため、横浜市リハビリテーション事業団に委託し、障害児保育の研修を実施した。保育者等の専門性の向上を図るとともに、障害理解と援助方法を学び、保育所等での受け入れ体制を整備している。 ③地域療育センターの職員が地域の保育所や地域訓練会等を訪問し、障害に関する相談や支援を行う巡回訪問事業を実施した。【参考】1,363回(28年度)	①民間 2,694,314千円 市立 633,969千円 ②1,000千円 ③—	B	①助成制度により、必要な保育士等の確保ができています。 ②医療技術の進歩により、医療的ケアが必要な児童の保育所入所の希望が増えているため、医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう保育の実施体制の計画的な構築を進める必要がある。 ①②により、保護者からも安心して預けることができると言われています。 ③保育所などの施設・機関は増加しているため、さらなる支援を求める声も大きい。巡回訪問を含め、地域療育センターに地域の中核機関としての役割強化が求められている。	推進	保育・教育運営課 保育・教育人材課 障害児福祉保健課

No.	施策	方向性	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度の実績	28年度予算額	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
3	3	1		児童発達支援事業の拡充	児童発達支援事業所の箇所数	52か所 (25年度)	70か所	-	86か所	A	平成28年度は、新規に事業所を開設したい事業所向けに、指定前の説明会を年3回開催し、事業周知、指導を強化した。年度当初の指定目標数を3か所としていたが、予定を大幅に上回る相談、申請があり、24か所を拡充した。	1,821,104千円	B	事業所が増え、利用の幅が広がった一方、発達障害児の増加等により、さらなる拡充が求められていることに加え、サービスの質に対する要望もある。数の拡充と併せ、支援の質の向上が求められている。	推進	障害児福祉保健課
4	3	3		放課後等デイサービス事業所の拡充と質の向上	放課後等デイサービス事業所の箇所数	58か所 (25年度)	270か所	-	217か所	A	平成28年度は、新規に事業所を開設したい事業所向けに、指定前の説明会を年3回開催し、事業周知、指導を強化した。年度当初の指定目標数を35か所としていたが、当初予定を大幅に上回る相談、申請があり、55か所を拡充した。 質の向上に向けて集団指導、新規事業者向け研修を行ったほか、27年度に作成・公表した「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づいた事業所評価の実施を全事業所に指導した。	3,828,784千円	B	事業所が増えたことで、利用の幅が広がり、さらなる拡充が求められている。一方、親の会をはじめとする当事者団体等から、サービスの質に対する懸念・要望もある。引き続き、数の拡充と併せ、支援の質の向上が求められている。	推進	障害児福祉保健課
5	3	3		学齢後期障害児支援事業の拡充	学齢後期障害児支援事業所の箇所数	3か所 (26年4月)	4か所	-	3か所	B	相談数が増加傾向にあること、設置エリアに偏りがあり、市西部域に設置がされていないため、4か所目の設置について内部で検討した。	117,792千円	B	事業が徐々に周知され、相談件数も増えてきているが、3か所ではきめ細やかな対応がしきれない状況になってきており、発達障害検討委員会からは、4か所目の設置が必要であるとの提言を受けている。	推進	障害児福祉保健課
6	3	3		市立特別支援学校の再編整備(肢体不自由)	—	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	・31年度に開校を予定している左近山特別支援学校(仮称)の基本設計を実施。また、それに伴い閉校を予定している北綱島特別支援学校の保護者に対して意向調査(2回)や個別面談(3回)を実施。 ・神奈川県教育委員会が主体となり、川崎市教育委員会、本市教育委員会の3者による連絡協議会を発足。再編整備に関する情報共有、意見交換を計5回実施。	35,000千円	B	左近山特別支援学校(仮称)の開校については、地域や特別支援学校の保護者等からの理解を得られている。なお、北綱島特別支援学校の閉校に関しては、保護者などから、存続を求める意見がある。	推進	教育委員会事務局特別支援教育課
7	3	3		特別支援教育支援員研修講座	—	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	有償ボランティアである特別支援教育支援員を小学校・中学校の一般学級や個別支援学級に1,070名配置。(小学校:248校、915人・中学校:68校、155人) また、支援員及び支援員登録希望者を対象とした研修講座(年7回)を開催し、7回計623名の市民が受講した。	48,921千円	B	学校からの特別支援教育支援員へのニーズは高く、申請数は年々増加の一途にある。	推進	教育委員会事務局特別支援教育課
8	3	1		幼・保・小連携による情報の共有化	—	(実施)	(推進)	-	①区教育交流事業18区 ②連携推進地区36地区	B	①保育・教育人材課幼保小連携担当では、18区で幼保小教育交流事業を実施し、職員同士の連携を推進した。 ②同じく幼保小連携推進地区36地区を指定し、よりよい幼保小連携のあり方について実践研究を行った。 【教育委員会】 教育委員会では、26～27年度の2か年にわたり4つの学校教育事務所管内ごとに実践推進校を指定し、実践研究を行った。28年度は、その研究成果を冊子にまとめ、全小学校へ配布した。	①4,140千円 ②7,200千円 【教育委員会】 0千円	B	小学校児童支援専任を中心に幼保小で連携が進み、ほとんどの園校で子どもの育ちに関する情報交換ができるようになった。 【教育委員会】 幼保小の連携をより効果的に図っていくための取り組みが望まれている。	推進	保育・教育人材課教育委員会事務局特別支援教育課
9	3	4		重症心身障害児施設、障害児入所施設の整備	①新施設整備中の箇所数 ②再整備中の箇所数	①1か所(重症心身障害児施設) ②4か所(再整備済(白根学園児童寮、なしの木学園、横浜療育医療センター、横浜訓盲院))	①1か所(整備済:重症心身障害児者施設) ②3か所(整備済2か所:ぶどうの実(旧白根学園児童寮)、横浜療育医療センター、工事中1か所:ぼらいと・えき(旧なしの木学園))	-		B	社会福祉法人が行う次の施設整備に対し、建設費等を助成 ①新規整備の重症心身障害児者施設「横浜医療福祉センター港南」:26年12月着工、28年2月末しゅん工、28年6月開所 ②再整備の施設(3か所) ・白根学園児童寮:26年8月着工、28年3月しゅん工 ・横浜療育医療センター:27年度基本設計・実施設計、28年9月着工、29年3月しゅん工 ・ぼらいと・えき(旧なしの木学園):27年9月着工(29年度末しゅん工予定)	1,200,794千円	B	新規施設整備により障害児の保護者・介護者の負担軽減につながるものと期待されている。また、老朽化した施設設備の再整備等により、利用者への福祉医療ケア上の課題に対応でき、こちらへの期待も大きい。	推進	障害児福祉保健課
10	3	4		メディカルショートステイ事業の推進	—	協力医療機関の箇所数:10病院、利用登録者数:80人(25年度)	(推進)	-	協力医療機関の箇所数:10病院、利用登録者数:212人	A	重症心身障害児や在宅生活を支える家族のために、利用受付を4児童相談所から18区福祉保健センターに拡充した。このことで、区職員によって周知が図られ、申請手続きの利便性が向上した。 また、協力医療機関等の医師、看護師及びMSW向けの重症心身障害児・者の実務研修や、重症心身障害児・者の主治医病院に対して事業説明を行ったことにより、事業への理解が深まった結果、登録者数及び利用件数ともに大幅な増加につながった。 登録者数 27年度:107人→28年度:126人(15%増) 利用件数 27年度:165件→28年度:216件(24%増)	32,181千円	A	登録者及び利用件数ともに大幅に増加している。 協力医療機関と年5回の会議を行い、利用者の医療ケアの状況に応じた調整等を行っており、円滑な事業運営が行われている。	推進	障害児福祉保健課
11	3	5		市民の障害理解の促進	—	(実施)	(推進)	-	障害への理解促進を図るための講演会の実施:1回	B	平成28年度自閉症啓発デーの取組として、「発達障害のある子の可能性を広げるために」をテーマにシンポジウムを実施し、約200人の参加があった。	・障害児福祉保健課170千円 ・健康福祉局211千円 ・教育委員会事務局150千円	B	自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めることを目的に、関係団体と連携して普及啓発を行っており、出演者及び参加者からは高い評価をいただいている。更なる参加者増を図りたい。	推進	障害児福祉保健課(健康福祉局障害企画課)

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価 (案)

【基本施策⑥】地域における子育て支援の充実

■これまでの主な取組

- 地域での親子の居場所の充実を図るため、29年3月に地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ「地域子育て支援拠点サテライト（鶴見区）」を設置しました。
- 親と子のつどいの広場を3か所増設するとともに、認定こども園及び保育所子育てひろば私立常設園を1か所、私立幼稚園等はまっ子広場常設園を3か所選定するなど、地域の親子の居場所の充実を図りました。
- 地域の身近な相談の場である「子育て支援者事業」を市内179会場で実施しました。
- 多様な預かりニーズに対応するため、「乳幼児一時預かり」を市内22か所に拡充し、受け入れる環境が広がった結果、87,304人の利用となりました。
- 地域における市民同士での子どもの預かり合いを推進するための「横浜子育てサポートシステム」について、区支部事務局の機能強化に向けた地域子育て支援拠点への移管が完了し、会員間の連絡・調整を行う専任のコーディネーターの配置が進んだ結果、55,767人の利用となりました。

■取組による成果

- 地域子育て支援拠点が区内の子育て支援の中核的存在となり、施設や事業等の連携を進めたことで、子育て家庭を総合的に支え、安心して子育てできる地域のネットワークづくりにつながっています。また、地域子育て支援拠点に専任スタッフ「横浜子育てパートナー」を配置したことで、子育てに限らず、親自身の悩みなど、個々のご家庭が抱える様々な相談に対応できるようになりました。地域との連携も強化し、相談者の気持ちに寄り添いながら、相談内容を整理したり必要に応じて関係機関につないでいくことで、子育ての不安や悩みの軽減につながっています。
- 乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ「地域子育て支援拠点サテライト（鶴見区）」を設置し、既存拠点の出先施設（ランチ）として一体的に運営することで、区内の子育て支援の充実につながっています。
- 本市の地域子育て支援拠点や親と子のつどいの広場などの一部では、施設の利用者だった子育ての当事者がボランティアやスタッフになるなど、当事者発の活動展開の例が見られます。これは自らの子育てを支えられた経験が自分も周囲の人を支えたいという意識の高まりや行動の変化を喚起したもので、地域の子育て支援の一層の充実につながっています。また、地域子育て支援拠点では、利用者同士の自主的な活動のきっかけづくりや、支援者同士のネットワークの広がりにも寄与しています。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 地域子育て支援拠点サテライトを新たに1か所（青葉区）に整備するとともに、2区（港北区・鶴見区）の拠点サテライトに、新たに専任スタッフ「横浜子育てパートナー」を配置し、相談者の気持ちに寄り添った支援を行う利用者支援事業を実施することで、地域における子育て支援環境の充実を図ります。
- 子育て世代包括支援センターの機能の確立に向け、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点とで連携しながら、妊娠前から子育て期までの支援の充実を図ります。
- 保育所地域子育て支援事業実施園、幼稚園はまっ子広場については、事業の周知を行い、地域子育て支援の必要性を丁寧に説明し理解を得ていくことで、新規設置を着実に進めます。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	<28年度の振り返り>		所管課	
					29年3月末時点	進捗状況		
1	6	子育て中の親子がいつでも利用できる地域子育て支援の場の数（週3日以上開設のもの） ①地域子育て支援拠点 ②親と子のつどいの広場 ③保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	①18か所 ②50か所 ③52か所 (26年6月)	①23か所 ②70か所 ③74か所	①20か所 ②58か所 ③65か所	①20か所 ②57か所 ③59か所	B	子育て支援課
2	6	子育てで生活に満足感を感じている保護者の割合	83% (25年度)	88% (30年度)	-	-	-	企画調整課

<主な事業・取組>

No.	施策	方向性	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	<28年度の振り返り>		28年度の取組	28年度予算額	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
									29年3月末時点	進捗状況						
1	6	1	☆	地域子育て支援拠点事業	①利用者数 ②箇所数	①21,102人（月間延べ） ②18か所 (25年度)	①27,170人（月間延べ） ②23か所	①23,160人 ②20か所	①21,824人 ②20か所	B	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月末に市内2か所目となる拠点サテライトを増設し、市内20か所において実施 ・子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供や、親子の居場所・交流の場づくりに取り組む団体や施設が交流し、連携して子育て家庭を支援できるようなネットワーク構築等に取り組んだ 	785,256千円	A	<ul style="list-style-type: none"> 【利用者から】 ・家にいてしんどいと思うときに遊びに行き楽になれる。 ・子どもを遊ばせるだけではなく、さまざまな情報が得られたり、スタッフの対応が参考になったり、親自身にも変化を感じている。 【実施事業者から】 ・地域関係者との関係も深まり、地域連携や地域支援の充実にも寄与している。 	推進	子育て支援課
2	6	1	☆	親と子のつどいの広場事業	①利用者数 ②箇所数	①8,343人（月間延べ）(25年度) ②50か所(26年6月)	①14,186人（月間延べ） ②70か所	①9,956人（月間延べ） ②58か所	①9,422人（月間延べ） ②57か所	B	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月に3か所増設し、市内57か所において実施 ・主にNPO法人などがマンションの一室や商店街の一角、民家などを活用して、子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育てに関する情報提供などを実施した。 	345,727千円	B	<ul style="list-style-type: none"> 【利用者から】 ・実家のような安心感があり、居心地がいい。 ・広場に通うようになり子どもの日々が楽しいと感じ、第2子も欲しいと思えるようになった。 ・異年齢で過ごすことにより、成長過程を知ることが出来、子育てが楽しくなってきた 【事業者から】 ・頼れる人（場）が近くにない人など、一人で子育てを抱え込んでいる方に、気軽に利用できる場を今後も充実させていきたい。 ・広場が、単なる遊び場ではなく、親子の精神面での憩いの場になっている。 	推進	子育て支援課
3	6	1	☆	保育所地域子育て支援事業、私立幼稚園等はまっ子広場事業	利用者数	保育所:4,676人（月間延べ） 幼稚園:3,406人（月間延べ） (25年度) 【参考】 ・保育所:32か所 ・幼稚園:20か所	14,866人（月間延べ）	10,246人（月間延べ）	合計 8,816人（月間延べ） 保育所:5,548人（月間延べ） 幼稚園:3,268人（月間延べ） 【参考】 ・保育所:36か所 ・幼稚園:23か所	C	<ul style="list-style-type: none"> ・月間延べ利用者数が8,816人となり、目標を下回った。 ・幼稚園等はまっ子広場事業は、平成27年度から新規実施園の選定を再開 ・保育所地域子育て支援事業については、平成28年度に私立常設園を1か所選定し、平成29年4月現在、市内37か所において実施 ・幼稚園等はまっ子広場事業については、平成28年度に常設園を3か所選定し、平成29年4月現在、市内26か所において実施 ・子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供、子育てに関する講習等を実施した。 	270,139千円	B	<ul style="list-style-type: none"> 【利用者から】 ・保育士の子どもへの関わり方を見ることができて参考になる。 ・園庭と室内の両方で遊ぶことができるのがうれしい。 ・大きい子と一緒に遊ぶ機会があまり無いのでいい刺激になった。 【事業者から】 ・身近な園で利用者は親子ともにリフレッシュができ、事業者としても在宅で育児をしている親子の様子や悩みを知る機会になり、双方向で子育て支援の向上につながっている。 	推進	子育て支援課

No.	施策	方向性	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度の実績	28年度予算額	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	6	2		子育て支援者事業	支援者会場数	175会場 (26年5月)	180会場	—	179会場	A	・新規会場及び解職者の補充のため、28年度中に15人の委嘱及び新任研修を実施 ・平成28年10月に1会場増設し、179会場において実施 ・地域の身近な施設で、子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営した	73,838千円	B	【利用者から】 ・子育てが独りじゃないと感じられている。 ・毎週色々な年齢の子や近所の人と交流できるので嬉しい。 ・回数や開催時間が増えると嬉しい。 【実施者等から】 ・身近で気軽に相談・居場所となっていて継続的な支援が行えている。 ・地域情報の提供や近隣の親同士のつながりを大切に支援していることで地域子育て支援の充実に寄与している。	推進	子育て支援課
5	6	3	☆	乳幼児一時預かり事業	延べ利用者数(年間)	67,804人 (25年度)	87,840人	79,788人	87,304人	A	新規3事業者を選定し、3施設合計で36人の定員を拡充した。その結果、市内22か所において理由を問わずに利用できる一時預かりを実施した。	275,398千円	B	【利用者から】 ・近くに頼れる祖父母・家族がいないので、通院や急な引っ越し、家事、きょうだい児の行事など、困った時に預かってもらい助かった。 ・預かってもらったことで、気持ちにゆとりができた。 【事業者から】 ・いつでも安心して預けられる場所として、事業の意義やニーズは高いと感じている。 ・短時間就労やフレキシブルな就労をされている方にとって有効な事業である。 ・ちょっとリフレッシュしたいときに直近の予約が取りにくい状況になっており、実施施設を増やしていく必要がある。	推進	子育て支援課
6	6	3	☆	横浜子育てサポートシステム事業	延べ利用者数(年間)	45,799人 (25年度)	57,953人	51,517人	55,767人	A	・平成28年10月に瀬谷区支部事務局を瀬谷区地域子育て支援拠点に移管。市内すべての事務局の地域子育て支援拠点への移管が完了し、専任のコーディネーターの常時3人配置による機能強化を図った。 ・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域における子育て支援を推進した。	198,806千円	B	【会員から】 ・身内にサポートしてもらえない状況のため、大変助かった。 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用することができた。 【事業者から】 ・コーディネーターが事前打ち合わせに同席する等、丁寧な利用支援が行えている。 ・事業の広報・周知に努めたことで、会員数は増加しているが、提供会員が利用会員に比べて少ない。利用ニーズに対して、提供会員の確保が課題となっている。	推進	子育て支援課
7	6	2		子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	協賛店舗・施設数	4,380件 (25年度)	5,580件	—	4848件	B	・協賛店舗数は前年比198件の増となった。 ・地域子育て支援拠点と連携し、地域の店舗・施設への協賛の働きかけや、子育て家庭への利用促進のPRに取り組んだ。 (地域の店舗、施設への協賛の働きかけ件数 3区合計193件「うち登録申請があった件数 3区合計68件」)	9,004千円	B	【利用者から】 ・満足している点は、8割が「お得な利用ができたこと」 ・充実すると良いと思うサービスは「子ども連れの入店への配慮」 ・利用できる施設でもつわりややすくアピールしてほしい 【協賛店舗から】 ・子ども連れのお客様が来店しやすい雰囲気づくりや接客を心掛けるようになった。 ・事業を知らない方が多く、市による広報が必要と感じている。	推進	子育て支援課
8	6	2		地域子育て支援スタッフの育成等	—	研修開催回数: 8回、研修参加人数: 241人(25年度)	(推進)	—	市単独実施:10回 (参加人数336人) 県等との共同実施: 15コース(受講決定者数964人)	B	・グループワーク形式による親子の居場所研修や幼児安全法といった実践型の研修を中心に開催した。 ・新たな取組として施設管理者向け研修や相談対応に関わる基礎的な研修、子どもの人権に関わる研修を開催した。 ・子育て支援の担い手の資質の確保を図ることを目的に、神奈川県、県下の政令・中核市と共同で地域子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方、既に従事されている方に対して、必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施した。	6,865千円	B	【参加者から】 ・日々業務に忙殺されていたが立ち止まって考え、さまざまな気づきが得られた。 ・現場ですぐに役立つ情報を学べ、所属でも共有していきたい。 ・参加者同士の話し合いは、様々な気づきや自身の活動の励みにもなる。 ・支援者として心がけるべき姿勢について学ぶことができた。	推進	子育て支援課
9	6	4	☆	地域子育て支援拠点における利用者支援事業	実施箇所数	モデル実施(1区) (26年度)	23か所	19か所	18か所	B	・18区地域子育て支援拠点に専任スタッフとして横浜子育てパートナーを1人ずつ配置し実施 ・地域子育て支援拠点が持つ既存機能との連携や区福祉保健センターとの連携が強化された	101,419千円	B	【実施事業者から】 ・相談者にとって身近な場所で丁寧なかかわりを大切に個別的・継続的に関わることが出来ている。 ・関係機関と顔の見える関係づくりを進め、連携した支援に努めている。 ・広報周知に努め、電話相談などで新たな利用者にも対応する等、地域の子育て支援の充実に寄与している。 ・地域子育て支援拠点の他の機能とも連携してより充実した支援につながっている。	推進	子育て支援課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価 (案)

【基本施策⑨】ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

■これまでの主な取組

- 地域子育て支援拠点等における父親向け育児支援の取組やウェブサイトでの情報発信等により、ワーク・ライフ・バランスや育児参加の促進のための普及啓発に取り組みました。
- 男女が共に働きやすい職場づくりを進めている市内の事業所を認定・表彰する「よこはまグッドバランス賞」や、女性の活躍を積極的に考える中小企業に対する、先進事例の検証やワークショップなどを行うセミナーを開催し、企業の取組を支援しました。
- 子どもを大切にす社会的な機運を醸成するため、子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）やトツキトウカY O K O H A M A プロジェクト等を企業等と推進しました。

■取組による成果

- 父親向け育児支援講座の地域子育て支援拠点や地域ケアプラザ等身近な場所で開催や、子育て家庭向けのイベント等でのチラシ配布などにより幅広く普及啓発に努めました。また、平成29年1月にフォーラム「みんなで話そう！横浜の子育て」を実施し、子育て当事者と行政が協力して開催しました、子どもたちや子育て家庭のために、子育て当事者が自分たちで何ができるのかについて、意見交換等行うことを通して、地域における子育て支援の機運の醸成に努めました。
- バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面にやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市子育て応援マンション」として、5,346戸認定し、子育てに適した住環境整備を促進し、子育て世代が安心して子育てできる住まい・まちづくりを推進しました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 市として、身近な地域での父親育児支援講座の開催などによる市民向けの啓発や企業の認定制度「よこはまグッドバランス賞」を通じた企業等への取組支援を行います。
- 幅広い世代に地域の子ども子育て支援への参加を広げる取組や将来の子育て世代に向けた赤ちゃんとのふれあいの場の提供、子育て中の方からのメッセージなどの情報発信を通じ、子どもを大切にす社会的な機運の醸成に取り組みます。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	<28年度の振り返り>		所管課
						29年3月末時点	進捗状況	
1	1	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	28.1% (25年度)	40%	-	-	-	政策局男女共同参画推進課

<主な事業・取組>

No.	施策	方向性	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		<28年度の振り返り>						
								H28目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度の取組	28年度予算額【千円】	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	9	1		企業の認定制度「よこはまグッドバランス賞」	—	(実施)	(推進)	-	59事業所	A	企業向けセミナーなどの広報を進め、59事業所の認定につながったことで、中小企業における女性も男性も働きやすい職場づくりを推進した。 【参考：平成29年1月～12月認定企業】 平成28年8月29日～9月30日：募集期間 平成29年3月27日：認定・表彰式 H27実績55事業所⇒H28実績59事業所	3,235千円	B	【受賞した事業所からの声】 ・受賞によって、会社が従業員のワーク・ライフ・バランス推進やキャリアアップを支援していることが明確になり、従業員の意欲向上になった。 ・受賞を機に、男女がともに働きやすい職場であることが社外にも伝わり、女性の応募も増加した。	推進	政策局男女共同参画推進課
2	9	1		中小企業女性活用推進事業	参加企業数	参加企業募集開始 (26年6月)	60社	-	27社	A	女性の活躍を積極的に考える中小企業に対し、先進的な事例の検証やワークショップなどを行うセミナーを開催し、女性活躍を推進する企業の様々な取組を支援。また、女性活躍推進を目的に社内環境の改善に着手する企業に対して、その費用の一部を助成。 女性活躍推進事業助成金 20件 (うち、テレワーク推進企業モデル事業は2件) 女性活躍推進専門家派遣 7件	16518千円	A	セミナー参加者からは、「『男性の女性に対する仕事の理解』という問題だけがピックアップされがちなか、お互いの理解や女性自身の意識改革も大切だということに刺激を受けた」、「介護に関する緊急度は働く側や企業側にとって重要な課題だと実感した」などの意見があった。また、社内環境を整備することで、「女性社員の募集活動も積極的に取組むことができ、女性社員のストレス軽減や労働意欲の向上につながっている」との意見があった。	推進	経済局経営・創業支援課
3	9	1		共に子育てをするための家事・育児支援	父親向け講座等の実施	7区 (25年度)	18区	-	18区	A	・父親向け講座の開催や父親育児支援の取組を地域子育て支援拠点をはじめ、地域ケアプラザや親と子のつどいの広場などの身近な拠点等において開催した。 ・啓発冊子「パパブック」を子育てイベントや区等で配布、活用した。 ・ウェブサイト「ヨコハマダディ」の運営により、父親向け育児支援に関する情報発信を行った。 ・28年度新たにプレパパ・プレママに向け子どものいる暮らしをより充実させるための子育てと仕事の両立生活の情報支援を行うため「ワーク・ライフ・バランスハンドブック」を作成しました。	6,710千円	A	啓発冊子や父親育児支援講座についての問合せを多く頂いており、地域からのニーズの高さが伺える。	推進	企画調整課

No.	施策	方向性	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度の取組	28年度予算額【千円】	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	9	1		女性起業家支援	—	女性起業家支援相談件数: 1,066件 (25年度)	(推進)	-	1,251件	B	女性向けスタートアップオフィス「F-SUSよこはま」の運営、相談対応、セミナー等を実施。 また、男女共同参画センターでは、「女性起業UPルーム」での情報収集・提供やナビゲーターによる相談、起業セミナー等を実施。 経済局分 1,025件 政策局分 226件	経済局 13,540千円 政策局 2,819千円	B	【F-SUSよこはま】 昨年に比べ窓口相談件数は、減少しているものの、女性起業家支援を開始した23年度からの推移は、以前として増加基調(23年度464件、24年度620件、25年度668件、26年度1273件、27年度1041件、28年度1025件)であり、潜在的な支援ニーズがある。引き続き、女性の起業を促進する支援が必要。 【男女共同参画センター】 ナビゲーターの丁寧な相談に高い満足度と信頼感を得ている。今後、ニーズに応じて起業準備相談、ホームページ・ブログ相談以外のテーマでの起業相談を検討するとともに、横浜市民での相談者・起業者の増加をはかる。	推進	政策局男女共同参画推進課 経済局経営・創業支援課
5	9	1		女性の再就職支援	—	(実施)	(推進)	-	(就職サポートセンター) ・キャリアブランクのある女性のインターンシッププログラム:年3回実施 (男女共同参画センター) 再就職支援講座参加者数:1,655	B	【横浜市就職サポートセンター】 市民向けの総合案内窓口である「横浜市就職サポートセンター」を運営し、個別相談や就職支援セミナー、キャリアブランクのある女性・若者を対象としたインターンシップなどの就労支援プログラムを実施した。 【男女共同参画センター】 女性のための再就職支援・転職支援の場として、女性としごと応援デスクを3館で展開し、ハローワークや近隣区のジョブスポットなどの連携を強化。内容としては、キャリアカウンセリング、ナビゲーターによる就活サポート、ミニセミナー、各種労働相談を実施。加えて、「女性のための学び直しプログラム」をセンター横浜にて実施した。	経済局39,500千円 政策局7,368千円	B	【横浜市就職サポートセンター】 キャリアブランクがある女性のインターンシッププログラム参加者からは「履歴書などの書類の書き方など、改めて見直すことができた」、「他の研修生と励ましあったり、話を参考にすることでモチベーションが保てた」等、キャリアブランクの女性が持っている就職に対する不安が取り除かれ、就職活動に積極的になったという評価を得た。 【男女共同参画センター】女性のための再就職支援・転職支援の場として、女性仕事応援デスクを3館で展開した。 (センター横浜)センターの他の事業につながるきっかけともなっている。継続就労について課題を抱える女性からの相談も多く、土曜日の設定を増やす必要がある。 (センター横浜南)キャリアカウンセリング、ミニセミナーは好評。労働サポート相談は対象層に合わせて、土曜日の開催を検討する。 (センター横浜北)チラシや新規サイト、TV番組等、広報を積極的に行った。ミニセミナーも好評で、大幅に利用者数を増やした。市や民間企業からの問い合わせも多い中、丁寧に対応し、ハローワークや近隣区のジョブスポットなどの連携を強化した。	推進	経済局雇用労働課 政策局男女共同参画推進課
6	9	2		祖父母世代に向けた孫育て支援	孫育て講座等の実施	8区 (25年度)	(推進)	-	18区	B	祖父母世代を対象とした自身及び地域の孫育てや地域ぐるみの子育てについての講座を地域子育て支援拠点等で実施するとともに、情報を掲載した冊子「まごまご応援ブック」を全区の区役所及び地域子育て支援拠点等に配布し、普及啓発に取り組んだ。	200千円	B	啓発冊子や孫育て講座についての問合せを多く頂いており、地域からのニーズの高さが伺える。	推進	企画調整課
7	9	2		学生・未婚者に向けた啓発・情報提供	学生や未婚者に向けたセミナー等の開催	(実施)	11回(年間)	-	2回	B	・結婚を希望する方向けの自身の働き方や生き方を考えることを目的としたセミナー(1回)や、この結婚を望む親などの保護者向けの結婚情報提供講座(1回)を開催した。 ・「成人の日」を祝う集い式典において、ライフプランについて考える機会となる啓発動画を上映した。 ・結婚応援情報誌「BRIDAL」を結婚応援イベントや区等で配布、活用した。	1,600	B	【セミナー等の参加者アンケート結果】 ・結婚を希望する方向け:セミナー参加者の将来設計を描くことができた割合(今後の人生設計(恋愛、結婚等)で役立てようと思った、早速結婚に対して行動に移してみようと思った、結婚に対して前向きな気持ちになった、結婚したいという思いが強くなった割合)91.3%と回答。 ・子の結婚を望む親などの保護者向け:セミナー参加者の子の結婚に向けた具体的な支援へのきっかけがつかめた割合(今どきの恋愛・婚活・結婚事情をすぐに子どもに話そうとおもった、サポート方法をすぐに子どもに実践してみようと思った、友人・知人・親等に今日の内容を話そうと思った割合)67.2%と回答。	推進	企画調整課
8	9	2		「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進	—	(実施)	(推進)	-	(推進)	B	トツキトウカ横浜実行委員会との共催により、区役所や地域子育て支援拠点等を通じて詩の募集を行い、詩集「トツキトウカYOKOHAMA2016」を企業協賛により発行した。妊娠中や乳児のいる家庭だけでなく、学校の授業や課外活動等で活用した。 【詩集】 ・トツキトウカYOKOHAMA2016 50,000部発行(平成28年3月) 【活用】 ・市内産科・小児科、子育て支援施設、区役所等における配布 ・小・中学校での「いのちの授業」等での活用 ・イベント等におけるパネル展示、冊子配布等(商業施設等において実施)	-	B	「トツキトウカYOKOHAMA」について、子どもを産み育てることの夢と希望、命の大切さを社会全体で共有するための貴重な役割を果たしているとの声が多く寄せられている。 小・中学校においても、授業や学校行事、朝読書などで活用してもらい、子どもたちが「いのち」や「生きること」について考える機会とすることで増えてきており、児童・先生からの反響も多い。	推進	企画調整課

No.	施策	方向性	確保方針	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度取組	28年度予算額【千円】	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
9	9	2		子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	協賛店舗・施設数	4,380件(25年度)	5,580件	-	4848件	B	・協賛店舗数は前年比198件の増となった。 ・地域子育て支援拠点と連携し、地域の店舗・施設への協賛の働きかけや、子育て家庭への利用促進のPRに取り組んだ。 (地域の店舗、施設への協賛の働きかけ件数 3区合計193件<<うち登録申請があった件数 3区合計68件>>)	9,004千円	B	【利用者から】 ・満足している点は、8割が「お得な利用ができたこと」 ・充実すると良いと思うサービスは「子ども連れの来店への配慮」 ・利用できる施設でもっとわかりやすくアピールしてほしい。 【協賛店舗から】 ・子ども連れのお客様が来店しやすい雰囲気づくりや接客を心掛けるようになった。 ・事業を知らない方が多く、市による広報が必要と感じている。	推進	子育て支援課
10	9	3		だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業	①鉄道駅舎へのエレベーター等の設置 (1日の利用者3,000人以上の駅が対象) ②ノンステップバスの導入促進	①143駅 ②導入率:63.4%(25年度)	32年度までに ①149駅 ②導入率:70% *国の目標	-	①143駅 ②67.6%	B	①JR菊名駅の事前相談(H29年度使用開始予定) ②28年度の補助台数は市営0台、民営24台(江ノ島電鉄1台、神奈川中央交通14台、相鉄バス6台、東急バス3台)	①0千円 ②28,114千円	B	①、②ともに毎年予算要望があり、市民ニーズは高い	推進	健康福祉局福祉保健課
11	9	3		地域子育て応援マンションの認定	認定戸数	4,300戸(25年度)	4,900戸	-	5,346戸	A	バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面にやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市子育て応援マンション」として、5,346戸認定 【新規計画認定2件572戸】	100千円	A	入居者へのアンケートでは地域子育て応援マンションの認定が入居の大きな判断材料の一つとなっている	推進	建築局住宅政策課
12	9	3		子どもの事故予防啓発事業	-	子どもの事故予防啓発リーフレット発行:60,000部 保育所訪問運動指導:4区20園で実施 (25年度)	(推進)	-	(推進)	B	・リーフレット「ここが危ない!子どもの事故予防」を区や子育てイベント等で配布、活用した。 ・保育所・幼稚園等において、継続して運動指導研修が実施できるよう、保育士向け運動指導研修DVDを作成し、保育所・幼稚園等へ配布した。	2,094千円	B	リーフレットについての問合せを多く頂いており、地域からのニーズの高さが伺える。	推進	企画調整課
13	9	3		地域防犯活動支援事業	-	(実施)	(推進)	-	実施	B	各区への実情に応じて防犯関係事業に対する予算配付、市域での犯罪発生の実態に応じて啓発活動等を実施する他、民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催、各種イベントを通じた広報・啓発活動の実施などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進します。	28,942千円	B	横浜市子どもの安全啓発イベント(平成28年10月15日 クイーンズスクエア 来場者約1万5千人) 子どもの安全ネットワーク会議(平成28年10月20日 波止場会館 61団体参加) 等を実施し、効果的な啓発を行うことができた。	推進	市民局地域防犯支援課
14	9	3		交通安全教育の推進(幼児交通安全教育指導)	-	保育所・幼稚園訪問指導回数:158回 (25年度)	-	-	保育所・幼稚園訪問指導回数:183回 (28年度)	A	幼稚園・保育所等を訪問し、園児に交通安全の実技指導を行う「幼児交通安全教育訪問指導」を実施した。 幼稚園・保育所の保護者を対象とした交通安全講習を開催し、子育ての当事者に対する子どもの交通安全教育を実施した。	9,393千円	A	着ぐるみによる幼児交通安全教室は参加者や実施園からも好評であり、「毎年来てほしい」などの要望がある。会場の広さや駐車場有無の理由で着ぐるみ指導の行えない園のためにパペットを利用した教室や、保護者を対象とした交通安全講習も開催し高評価を得ている。	推進	道路局交通安全・自転車政策課

横浜市子ども・子育て支援事業計画における中間見直しについて

1 趣旨

子ども・子育て支援法に基づく「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成 27 年度～31 年度、以下「事業計画」）については、中間年に見直しを行うこととしています。

計画のうち、各年度の計画を年度末日（3 月 31 日）の値で設定している地域子ども・子育て支援事業については、今年度（29 年度）が中間年に該当するため、「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）の見直しを行います。

また、本事業計画は次世代育成支援対策推進法に基づく「かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画」を継承するものとして一体的に策定していることから、「指標」・「主な事業・取組」に記載のあるものについても、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 今後のスケジュール

H29 年 7 月～	子ども・子育て会議（部会）において、「点検・評価」について審議
8 月～	子ども・子育て会議（部会）において、中間見直しに係る「量の見込み」等について審議
9 月～	子ども・子育て会議（部会）において、中間見直しに係る「確保方策」等について審議
10 月頃	子ども・子育て会議（総会）において、「点検・評価」、「量の見込み」及び「確保方策」等について審議
H30 年 3 月頃	神奈川県との協議等を経て、見直し後の「量の見込み」及び「確保方策」の確定